

自然公園法について



平成23年7月11日(月)
中央環境審議会 自然環境部会

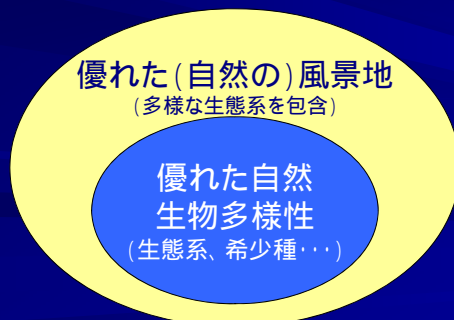
1

自然公園法の目的(第1条)

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。

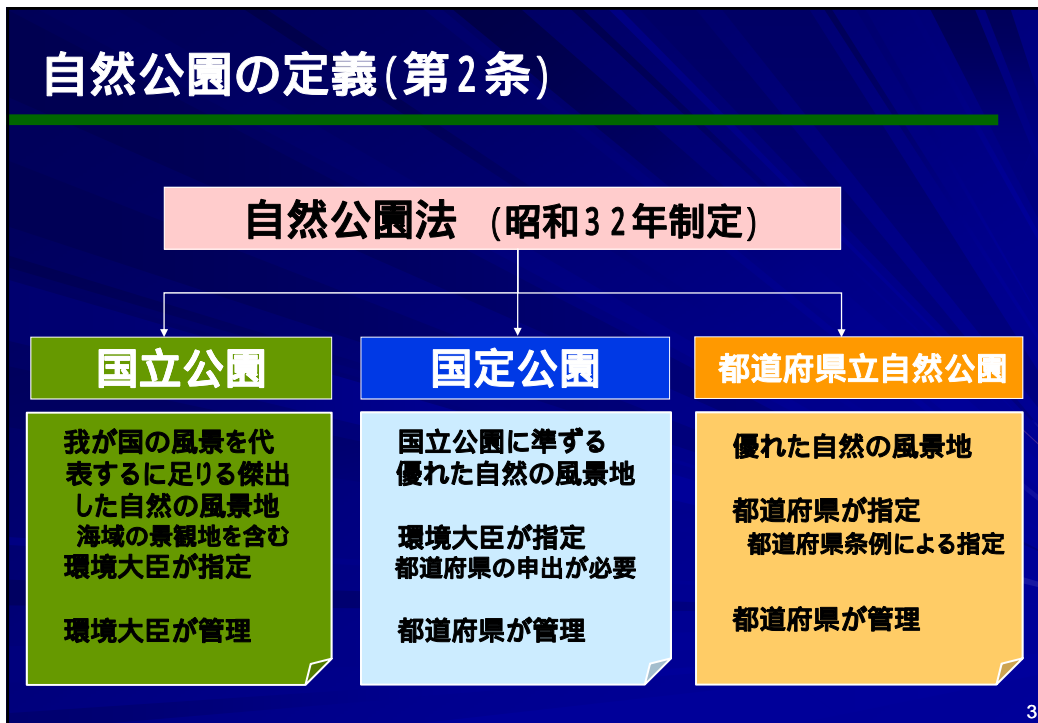
Keyword1 : 自然の風景地

Keyword2 : 保護と利用



2

自然公園の定義(第2条)



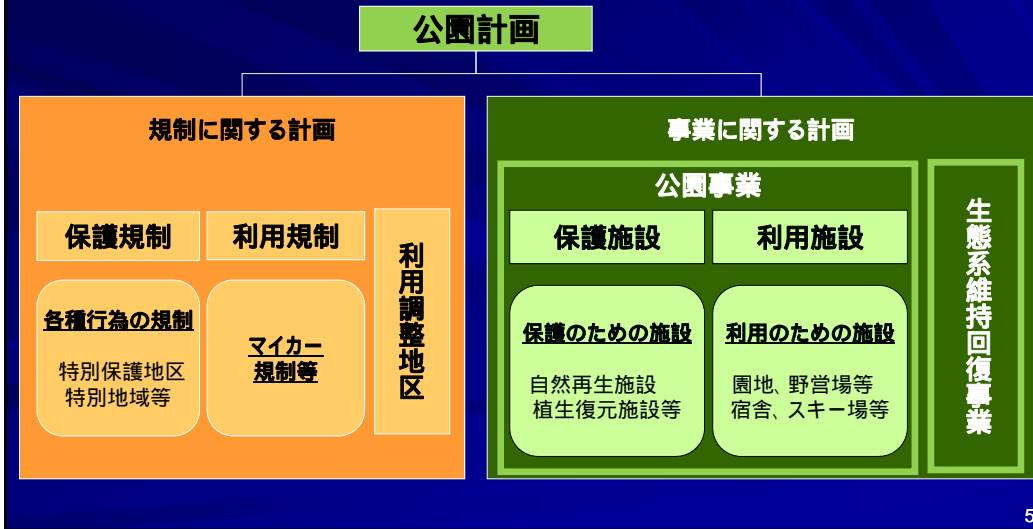
国立・国定公園の指定・区域の変更(第5条・第6条)

- 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。
- 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。

区域の変更についても、同様の手続きで行う。

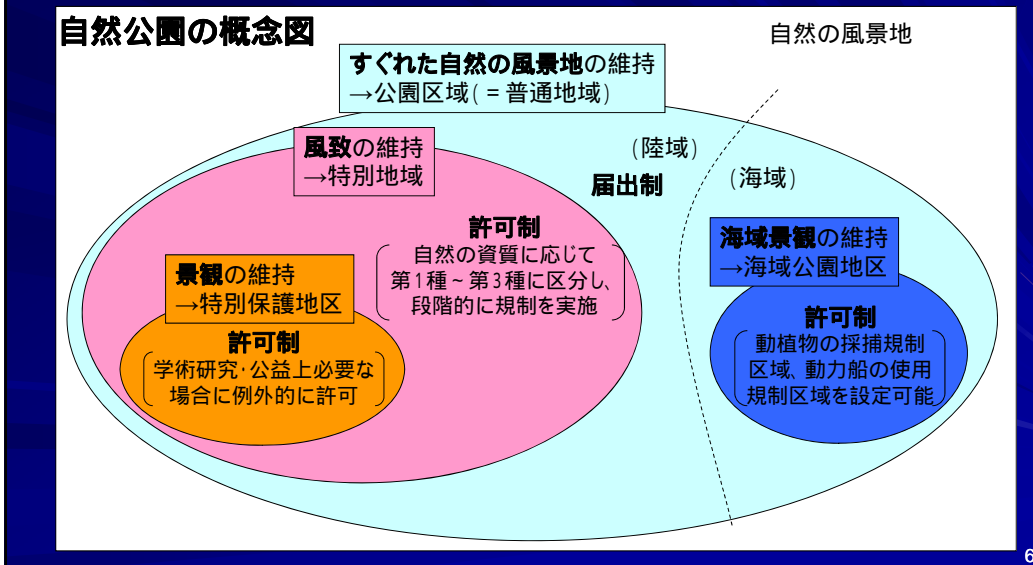
公園計画の決定・変更(第7条・第8条)

環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて決定又は変更する。



5

行為規制(ゾーニングの概念図)



6

自然環境部会と自然公園小委員会

次の事項については、自然環境部会の下に置かれる自然公園小委員会において審議する。

- イ 国立公園又は国定公園の区域の変更のうち、変更される区域の総面積が1,000haを超えないものに関するもの
- ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更(イに該当しない公園の区域の変更に伴う公園計画の変更を除く。)に関するもの
- ハ 国立公園の公園事業の決定等に関するもの

自然公園小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

<参考> 公園事業の決定(第9条)等

国立公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に基づき国立公園事業の執行として積極的に推進。

公園計画(第7条・第8条)

事業決定(第9条)

国立公園事業は、原則として国が執行(第10条第1項)

地方公共団体「同意」を得て執行(同条第2項)

民間事業者「認可」を受けて執行(同条第3項)

公園事業施設の種類(法施行令第1条)

〔利用施設〕
道路(車道、歩道)、
園地、宿舎、野営場、
駐車場、運輸施設、
ビジターセンター等

〔保護施設〕
植生復元施設、
砂防施設、
自然再生施設等